

移動体衛星通信サービス契約約款

2017年3月1日



(目次)

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更等

第3条 取扱制限

第2章 使用契約

第4条 サービスの種類

第5条 使用契約の単位等

第6条 外国関係主管庁等の許可の取得

第7条 使用申込の承諾等

第8条 運用開始日の通知

第9条 使用契約者の氏名等の変更

第10条 使用契約に基づく権利の譲渡

第11条 使用契約者の地位の承継

第12条 使用契約者が行う使用契約の解除

第13条 破産等による使用契約の解除

第14条 当社が行う使用契約の解除

第15条 端末設備の亡失等による使用契約の解除

第16条 使用契約者の義務

第17条 利用中止等

第18条 利用停止

第19条 料金

第20条 通信料の支払義務

第21条 割増金

第22条 延滞利息

第23条 基本料の返還

第3章 付加機能等

第24条 付加機能の提供

第4章 共通事項

第25条 責任の制限

第26条 合意管轄裁判所

第27条 使用契約者に係る情報の利用

附 則

料金表

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

2) 通信料等

2-1) イリジウム音声サービス基本料および通信料

2-2) イリジウムショートバーストデータサービス基本料および通信料

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ナビコムアビエーション株式会社(以下「当社」といいます。)は移動体衛星通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)の定めるところにより、移動体衛星通信サービスを提供します(以下「サービス」といいます。)

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は約款の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(取扱制限)

第3条 本サービスの取扱いに関しては、日本又は外国の法令等、当社が提携する通信事業者の定めるところにより制限されることがあります。

第2章 使用契約

(サービスの種類)

第4条 当社は、次の移動体衛星通信サービスを提供します。

イリジウムサービス

(使用契約の単位等)

第5条 当社は、本サービスを使用する方との間で、使用契約を1の端末設備ごとに締結します。

2 使用契約を締結できる方は、1の使用契約につき、1人に限ります。

(外国関係主管庁等の許可の取得)

第6条 当社と本サービスの使用契約を締結した方(以下「使用契約者」という)は、本サービスに必要な端末設備を本邦外で使用するにあたって、事前に同端末設備の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等(以下「外国関係主管庁等」といいます。)から、当該国内への同端末設備の持ち込みおよび当該国内での同端末設備の使用のための許可を取得しなければなりません。

(使用申込の承諾等)

第7条 当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。

(1) 使用申込者が、本サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 本サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。

(3) 使用申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。

(4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(運用開始日の通知)

第8条 当社は、速やかに書面により使用契約者に運用開始日を通知します。

2 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、端末設備を使用することはできません。

(使用契約者の氏名等の変更)

第9条 使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

(使用契約に基づく権利の譲渡)

第10条 使用契約に基づいて当社から移動体衛星通信サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができます。

2 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。

3 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第7条(使用申込の承諾等)第2項及び第3項に準じて、これを承認します。

4 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(使用契約者の地位の承継)

第11条 使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。

2 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。

3 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。

4 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

(使用契約者が行う使用契約の解除)

第12条 使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の当社の7営業日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

(破産等による使用契約の解除)

第13条 当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

(当社が行う使用契約の解除)

第14条 当社は、当社が提携する通信事業者がサービスの提供を終了したとき、使用契約者との使用契約を解除します。

2 当社は、使用契約者が第18条(利用停止)の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお第18条のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することがあります。また、使用契約者が第18条のいずれかに該当する場合で、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。当社は、この規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

(端末設備の亡失等による使用契約の解除)

第15条 天災、事変その他使用契約者の責めによらない事由により端末設備が亡失したときは、その日以降、使用契約は解除されたものとします。

(使用契約者の義務)

第16条 使用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスに関する日本及び外国の法令等を遵守すること。
- (2) 本サービスに係る伝送交換の取扱いに妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 犯罪行為、他人の著作権その他権利を侵害する行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為をしないこと。

2 使用契約者は、前項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(利用中止等)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または当社が提携する通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めたとき。

(利用停止)

第18条 当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間(本サービスの料金等を支払わない場合にあつては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本サービスの通信を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
 - (2) 第16条(使用契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は当社の協定事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

(料金)

第19条 当社が定める本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。使用契約者は、請求書に指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、その料金を支払わなければなりません。

(通信料の支払義務)

第20条 その通信の発信のあった端末設備の使用契約者は、本サービスについて、当社が測定した有料情報量又は通話時間と料金表の規定に基づいて計算される通信料の支払いを要します。

2 使用契約者は、前項の表の第1項の通信料であつて、使用契約者以外の方が行った本サービスに係る通信料についても、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

(割増金)

第21条 本サービスに関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 本サービスの料金、割増金(以下本条において「料金等」といいます。)の支払義務者は、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払って

たきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第3章 付加機能等

(付加機能の提供)

第23条 当社は、使用契約者等からの請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定める付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した方が、付加機能に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 第14条(当社が行う使用契約の解除)、第17条(利用中止等)、第18条(利用停止)の規定は、付加機能の提供に準用します。当該規定の適用を受ける場合、付加機能は利用できません。

第4章 共通事項

(責任の制限)

第24条 使用契約者が本サービスにより被った事故または損害等については、当社は、その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、使用契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

(合意管轄裁判所)

第25条 この約款に基づき権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

(使用契約者に係る情報の利用)

第26条 当社は、使用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、使用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

付則

イリジウムサービスのうち、使用契約料の設置場所の新規設定並びにイリジウム音声サービス基本料および通信料のプランA、プランBの新規設定を行います。

(実施期日)

この改正規定は、2017年3月1日から実施します。

料金表

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

料金種別	設置場所	単位	料金額(税抜価格)
イリジウム音声サービス使用契約料 イリジウムショートバーストデータサービス使用契約料	航空機	1の契約毎	24,000円
	その他	1の契約毎	9,000円

2) 通信料等

2-1) イリジウム音声サービス基本料および通信料

料金種別	単位	料金額	
		プランA	プランB
イリジウム音声サービス基本料	月額	6,000円(免税)	4,900円(免税)
加入電話または携帯電話宛	20秒ごと	53円(免税)	62円(免税)
他のイリジウム設備宛	20秒ごと	33円(免税)	39円(免税)
他の衛星電話システム宛	20秒ごと	490円(免税)	571円(免税)
ボイスメールボックス宛	20秒ごと	34円(免税)	39円(免税)
2ステージダイヤルによる着信	20秒ごと	69円(免税)	79円(免税)
ショートメッセージ	1通ごと (英数字160文字まで)	49円(免税)	57円(免税)
電子メール	1の契約ごと(英数字のみ、宛先を含め160文字まで)	49円(免税)	57円(免税)

(備考)

(1)当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める基本料をその利用日数に応じて日割します。

(ア)月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

(イ)暦日の末日以外の日で使用契約を解除した場合

その月の初日から使用契約を解除した日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

(2)使用契約者は、音声サービスにかかるプランAとプランB間の料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランが適用され、月の途中での料金プランの変更及び基本料等の日割りはできません。

(3)イリジウム音声サービス基本料において、通信料により算定される1つの端末設備からの料金の月間累計額のうち、プランAは2,000円まで、プランBは1,000円までの料金額の支払を要しません。ただし、付加機能としてショートバーストデータサービスを利用している場合は、当該通信は本規定の対象外となります。

(ア)通信に関する料金の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。

(イ)当社は、その料金月における基本料の支払を要する日数が、1の料金月の日数に満たないときは、その支払を要する日数に、支払を要しない料金額(プランAは2,000円まで、プランBは1,000円)の30分の1を乗じて得た額(小数点以下の端数を切り上げます。)を、支払を要しない料金額とします。

(4)他のイリジウム設備宛データ通信料金は、加入電話・携帯電話宛と同料金です。

2-2) イリジウムショートバーストデータサービス基本料および通信料

料金種別	単位	料金額		
		Type-A	Type-B	Type-C (音声サービスの付加機能)
ショートバーストデータサービス基本料	月額	3,000円 (免税)	10,000円 (免税)	3,000円 (免税)
ショートバーストデータ通信料	1kbyte毎	400円 (免税)	150円 (免税)	200円 (免税)
ショートバーストデータメールボックスチェック料	1のメールチェック毎	2円 (免税)	2円 (免税)	2円 (免税)
ショートバーストデータ登録料	1の契約毎	—	—	1,000円 (税抜)
ショートバーストデータ設定変更手数料	1の設定変更毎	1,000円 (税抜)	1,000円 (税抜)	1,000円 (税抜)

(備考)

- (1) 本サービスは、当社がショートバーストデータ専用として指定する端末により利用可能です。(Type-Cを除く)
- (2) Type-Cは、イリジウム音声サービスの付加機能として提供します。(イリジウム音声サービス基本料に加え、イリジウムショートバーストデータサービス基本料をお支払いいただきます。)
- (3) 基本料(Type-B)において、通信量により算定される1の端末設備からの料金の月間累計額のうち、1,800円までの料金額の支払いを要しません。(1の通信における最少パケット単位は、30byteで行います。)
- (4) 使用者は、Type-A、Type-B間の料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランが適用されます。なお、Type-Cについては、Type-A及びType-Bへの料金プランの変更はできません。
- (5) ショートバーストデータ通信料は、1コールごとの千分の一単位までごとに測定したデータ量の期間合計に、上の1単位の料金を乗じて得られる額とします。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- (6) 1のショートバーストデータ通信における最小単位は30byteとします。(30byte未満の通信であっても30byteで計算します。)
- (7) ショートバーストデータメールボックス内に受信すべきメールがある場合において、メールボックスチェック料は発生しません。
- (8) ショートバーストデータサービスを一時的に使用休止したい場合は、6か月を限度に休止が可能です。休止期間中月額基本料は発生しませんが、設定変更手数料が休止申請月と再開通月にそれぞれ発生いたします。
- (9) ショートバーストデータの月額基本料の日割り計算は、音声サービスの日割り計算規定を準用します。